

東神楽町マスコットキャラクター「かぐらつき〜」着ぐるみ貸出要領

(目的)

第1条 東神楽町をPRするため、東神楽町マスコットキャラクター「かぐらつき〜」の着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）の貸出しに関し、必要な事項を定めるものとする。

(着ぐるみの貸出し)

第2条 町長は、業務に支障を及ぼさない範囲において、着ぐるみを貸し出すことができる。

2 前項の貸出期間は、貸出日及び返却日を含めて7日以内とする。

(貸出承認申請)

第3条 着ぐるみの借受けを希望する者は、あらかじめ着ぐるみ貸出承認申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に必要な書類を添付して町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 申請書は、着ぐるみの借受けをしようとする日の10日前までに提出しなければならない。ただし、町長が特に認めた場合は、この限りでない。

(貸出しの承認)

第4条 町長は、申請書の提出があったときは貸出しを承認するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合を除く。

- (1) 町の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがあるとき。
- (2) 着ぐるみを欠損し、又は汚損するおそれがあるとき。
- (3) 特定の政治、思想、宗教等の活動の目的に利用しようとするとき
- (4) 特定の個人又は団体等の売名に利用しようとするとき
- (5) 不当な利益をあげるために利用しようとするとき
- (6) 法令または公序良俗に反する、またはその恐れのあるとき
- (7) その他、町長が承認すべきでない判断した場合

2 前項の承認は、着ぐるみ貸出承認書(様式第2号)により行うものとする。

(遵守事項)

第5条 前条第1項の承認を受けた者(以下「借受者」という。)は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された用途のみに使用すること。
- (2) 貸出期間を遵守すること。
- (3) 着ぐるみを第三者に譲渡、転貸しをしないこと。

(4) 雨天時等には屋外で使用しないこと。

(5) その他町長が別に定める条件に従って使用すること。

(承認の取消し等)

第6条 町長は、借受者が前条に定める事項を遵守しなかったときは、その承認を取り消すとともに、当該借受者の以後の貸出承認申請について、承認しないものとする。

2 町長は、借受者が前項の処分を受け、これによって損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

(原状回復)

第7条 借受者は、借り受けた着ぐるみを汚損、破損したときは、当該借受者の責任と負担により修補又はクリーニングを行い、当該着ぐるみを原状に復さなければならない。

(免責)

第8条 町長は、着ぐるみの貸出しにより借受者が被った損害及び借受者の着ぐるみの使用により第三者が被った損害については、その補償の責めを負わない。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、着ぐるみの貸出しに関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要領は、平成25年9月5日から施行する。